

令和3年度 第1回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和3年（2021年）4月15日

日野市教育委員会

令和3年度第1回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和3年(2021年)4月15日(木)
14時00分～15時50分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 米田 裕治 委 員 高木 健夫
委 員 西田 敦子 委 員 真野 広
委 員 東 桜子

議事録署名委員 委 員 東 桜子

事務局出席者 教 育 部 長 村田 幹生 教育部参事 高橋 登
教育部参事 谷川 拓也 統括指導主事 馬場 章夫
庶務課長 伊藤 浩一 生涯学習課長 関 健史
学校課長 久保田 博之 教育センター事務長 田中 勉
ふるさと文化財課長 金野 啓史 図書館長 清水 ゆかり

傍聴者 3人

書記 庶務課庶務係長 馬場 康二
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

委 員

東 桜子

議事録署名

教 育 長

米田 裕治

議事内容

議案

- 第 1 号 第 3 2 期日野市社会教育委員の委嘱の専決処分について
- 第 2 号 第 9 期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について
- 第 3 号 第 2 9 期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について
- 第 4 号 第 8 期日野市郷土資料館協議会委員の任命に関する専決処分について
- 第 5 号 まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

請願審査

- 第 3-1 号 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設における PCR 検査の拡充に関する請願

報告事項

- 第 1 号 令和 3 年第 1 回日野市議会定例会の報告
- 第 2 号 令和 2 年度就学援助申請者数及び認定者数
- 第 3 号 行政情報の公開請求
- 第 4 号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和 2 年 1 0 月～令和 3 年 3 月）

(議事の要旨)

開始 14時00分

[米田教育長]

ただいまから、令和3年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可いたします。

本日の議事録署名は、東委員にお願いいたします。

本日の案件は、追加案件も含めまして、議案5件、請願審査1件、報告事項4件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を行い、次に議案第1号から順次審議を進めていきたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時、入退室をいたしますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、次に議案第1号から順次審議を進めます。

なお、事務局説明員が随時、入退室いたします。

議事に入ります前に、事務局より発言を求められていますので、発言を許可いたします。お願いいたします。

[村田教育部長]

令和3年4月1日付の人事異動に伴い、説明員に変更がございましたので、御紹介申し上げます。

初めに、統括指導主事・馬場でございます。

[馬場統括指導主事]

馬場でございます。よろしくお願いいたします。

[村田教育部長]

次に、図書館長・清水でございます。

[清水図書館長]

清水でございます。よろしくお願いいたします。

[村田教育部長]

ふるさと文化財課長・金野でございます。

[金野ふるさと文化財課長]

4月1日より新たに設置されました、ふるさと文化財課長の金野でございます。よろしくお願いいたします。

[村田教育部長]

以上をもちまして、説明員変更の紹介を終わります。よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

新任の説明員の方、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第3-1号・新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願について、事務局より説明をお願ひいたします。

○請願第3-1号 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書9ページを御覧ください。請願番号請願第3-1号、受付年月日、令和3年4月8日、件名、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、10ページが請願の趣旨でございます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

[米田教育長]

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願について趣旨説明をします。

請願事項は、保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学級、学童クラブ、障害児放課後クラブを含む全ての子ども教育機関、児童福祉施設において新型コロナウイルス感染者が出た場合、担任を含めた当該クラス全員のPCR検査を実施することです。

対象に教育委員会管轄外の施設が入っているのであれば、その場合は除外して考えていただいても構いませんが、管轄外だからといって、これは命と健康に係る内容ですので、無視できることではないということを申し上げておきます。

では、趣旨説明に入ります。

日野市の子ども教育機関、児童福祉施設で新型コロナウイルス感染者が出た場合、保健所が認めた濃厚接触者以外のPCR検査をしていません。新型コロナウイルスはエアロゾル感染し、マスクやソーシャルディスタンスでは、感染は完全には防げません。よって、感染者と同一空間を共有していたクラス全員にPCR検査対象を広げることを要望します。

日野市でも、特別養護老人ホームで30人、病院で82人の集団感染が起きています。特養ホームでは、2021年2月20日に最初の陽性者2人が発覚し、2週間近くたった3月5日までに30人の陽性者が発覚しています。濃厚接触者に限定して逐次検査してい

たら、感染者が増えてしまうのではないかと大変心配しています。

日野市の小・中学校では、児童・生徒に感染者が出ても、どのクラスのどの学年に感染者が出たか分からず、何事もなかったかのように授業を続けています。日野市は人権や差別の問題から感染者が特定できる検査をしないと伺っていますが、長期間休んでいる子どもが詮索されます。不安なまま放置することは疑心暗鬼に陥り、差別につながってしまうのではないのでしょうか。

この疑問について、学校課や小学校の校長、副校長とも話しましたが、納得する答えは得られませんでした。小学校の校長、副校長は、感染者が復帰するときのケアをすと言っていました。クラスに感染者が発生したかも分からない状況では、クラスの同級生に対し何の説明もできず、ケアのしようがないのではないのでしょうか。感染症は誰もがかかるものであり、感染を広げないために検査をすることは子どもたちも理解できることではないですか。

もちろん全校検査、学年検査がよりよいと思います。市でできることも限られていると思いますので、最低限の範囲でクラス全員検査をお願いしています。

陽性者の氏名公表が目的ではないので、陽性者が発見された時点で即学級閉鎖し、全員検査すれば、感染者の特定もしにくいと考えています。

次に、学校、幼稚園の感染状況について述べます。

文部科学省の2021年2月26日発表資料によりますと、2020年6月1日から2021年1月31日までの間、全国で小学校174人、中学校227人、特別支援学校16人、幼稚園36人の児童・生徒の学校内感染報告があります。学校内感染の割合は、小学校4%、中学校8%、特別支援学校9%、幼稚園10%です。複数の感染者が確認された事例は、小学校227件、中学校225件、特別支援学校28件です。日野市では10月から現在まで、児童・生徒、職員を含め、小学校16件、中学校11件、学童クラブ1件の感染が報告されています。日野市は学校感染がないと言っていますが、検査をしないと分からないのではないですか。また、全国でこれだけ学校内感染が発生しているのですから、これから学校内感染が起らないとは限らない。子どもから家庭内感染に至るわけですから、早期に陽性者を発見して保護する意義は大きいと思います。

おじいちゃん、おばあちゃんと同居している児童が自主的に登校をやめていることも学校から聞いています。教育の機会均等が確保できていません。

大阪府寝屋川市では、園児、児童に陽性が判明すれば、クラス全員検査、2週間自宅待機、オンライン授業配信をしています。実際、2021年3月21日には、感染者が出たクラス全員検査によって新たな感染者を発見しています。オンライン授業配信も、ほかの自治体ではできて、なぜ日野市はできないのでしょうか。この1年間、教育委員会は何をしてきたのでしょうか。先生方は毎日感染予防対策に奮闘されていますが、その効果は検査をしないと分からないのではないのでしょうか。基礎疾患を持った子どももいるのに、プライバシーを理由に学校で感染者が出たことさえ報告できないことに悩まれている先生もいます。取り返しのつかない事態を避けるために、現場の先生の本音の声をもっと聞いてください。

緊急事態宣言が解除されていますけれども、実際、今、感染者が増えて、社会も疲弊し

ています。感染を押さえ込んでいる国は例外なくPCR検査を拡大しています。感染力が強く、子どもも重症化するという変異株ウイルスも広まっています。今こそPCR検査を拡大して陽性者を保護し、感染拡大を止めてください。

以上です。

[米田教育長]

それでは、請願者に御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、この件につきまして御質問がありましたら、お願いいたします。

[真野委員]

今、請願者からの御説明を伺いまして、ありがとうございます。日野市の現状ということで、5点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、日野市立の幼稚園、小・中学校、特別支援学級において、コロナウイルス感染者が出た場合の対応について、まず、この確認をしたいと思います。これが1点目です。

2点目は、先ほど請願者からもありましたが、高齢者と同居する子どもが自主的に登校を止めている家庭もあると聞いています。このように述べられていますが、その実態について確認をしたいと思います。これが2点目です。

それから3点目です。請願の内容に書かれておりますが、1月26日現在の数字ですが、日野市の子育て施設、小・中学校での感染は22件ですとあります。その後、本日に至るまでの感染状況を教えていただきたいと思います。これが3点目です。

それから4点目ですが、日野市で独自に行っているPCR検査、その内容、考え方等について教えていただきたいと思います。それが4点目です。

最後、5点目ですが、請願者も書いてくださっていますが、変異株、この感染力も強く、子どもの重症化も懸念されています。この点について、専門家の公式的な見解等がありましたら教えていただければと思います。

以上、お願いいたします。

[米田教育長]

お願いいたします。

[村田教育部長]

御質問、多岐にわたりましたので、順次、お答えさせていただきたいと思います。

初めに、学校に関連して、感染者が出た場合の対応ということについてのお答えをさせていただきます。

まず、一般的な流れということになるんですけども、児童や生徒の感染が判明した場合には、医療機関から保護者に診断結果が伝えられます。併せて、医療機関から保健所に発症届という届出がされます。保健所は、当該児童・生徒や保護者に行動履歴などの調査を行います。その上で保健所が学校に対して当該児童・生徒の学校内における行動履歴の把握及び濃厚接触者の特定等のための調査を行うということになります。この調査によりまして、保健所が学校内での濃厚接触者を特定し、濃厚接触者に対しまして保健所がPCR検査を実施することになります。また、学校の校舎内の消毒が必要な場合については、

学校に対して消毒をするように指示が出されます。

なお、これまでのところ、学校内で濃厚接触者に特定をされた者はありません。

学校と教育委員会の対応ですが、保健所の調査を受けまして、この指示に基づいて校舎内の消毒や、保健所から指示があった者に対して、出席停止など必要な対応を行った上で、教育活動を実施しているところでございます。

また、感染の判明と学校の対応等につきましては、当該学校の保護者にお知らせをした上で、市のホームページに記事を掲載して、市民の皆様にも周知をしております。

これらの対応に当たりましては、学校、教育委員会だけではなく、市の保健衛生部門、また子ども部とも連携をしまして、市として、子ども全体のことを考えて、取組をしているところでございます。

次に、市独自のPCR検査の内容、考え方についてお話をさせていただきます。

今、濃厚接触者に対しましては保健所でPCR検査をするということをお答えさせていただきました。保健所の調査による濃厚接触者以外に対しましても、令和2年の12月から市独自のPCR検査を実施しております。これは市全体として、重症化リスクの高い高齢者、障害者施設などを対象としてございます。この中で、児童・生徒につきましては、特別支援学級を対象とし、より安全・安心な対策を図っているところでございます。また、市独自のPCR検査は、地域の医師会、医師に関わっていただく仕組みとなっております。

続きまして、変異株についての専門家の見解について、お答えをさせていただきます。

まず1つが、厚生労働省のホームページ、新型コロナウイルスに関するQAというのがございまして、こちらに載っているものになります。「変異株について」という項目がございまして、この中で、国内で見つかっている変異株について教えてくださいということがございまして、これに対し、英国の専門家会議の見解によると、従来よりも感染しやすい、重症化しやすい可能性のある変異株は、子どもが大人よりも感染しやすいということではなく、どの年齢であっても感染しやすい可能性があるという報告されていますとございます。

次に、令和3年3月23日に、日本小児科学会予防接種感染対策委員会が、子どもと新型コロナウイルスの変異株の感染について見解を出されております。この中から幾つか御説明させていただきます。

まず、変異株は、これまで流行していた株、既存株に比べ、1人の感染した人からほかの人へ感染させる力が強いことが知られています。あと、国内では子どもが集まる施設で、この変異株によるクラスターの報告がされている。ただ、変異株が既に広がっている英国ロンドンでは、変異株による感染は特に子どもに多いということではなく、成人と子どもの感染者の割合は、変異株が出現した前後で大きく変わっていませんということが書かれております。また、変異株が子どもにより重い症状を引き起こす可能性を示す証拠はこれまでに得られていませんとございます。

変異株への対策は、これまでと変わりはありませんが、特に感染力が強いウイルスは、感染対策がうまくできない小さな子どもへの感染の広がりが心配されています。今後、国内での変異株の広がりや子どもの感染者について慎重に見ていく必要がありますと、このように記載されております。

教育委員会事務局といたしましても、感染状況は刻々と変わっていくという認識でございます。市の保健衛生部門とも連携して、感染状況等の動向について、引き続き注視してまいりたいと考えています。

そのほか、登校控えの実態、あと市の学校の感染の発生状況につきましては、別の者から答弁させていただきます。

[米田教育長]

それでは、今の質問に、引き続き御説明をお願いいたします。

[谷川教育部参事]

では、教育部参事でございます。私からは、令和3年4月からコロナウイルスの感染を心配されて御欠席されているお子さんの状況についてお話をさせていただきたいと思えます。

現在、小学校で御欠席をされている人数は5人、3件になります。中学校が2人、2件になります。合わせて7人になります。このうち3件は、現在、オンラインを使って学校の授業を受けているということになります。ただ、全ての授業ではないということでした。担任の先生と相談しながら、この時間とこの時間と決めて、時間割を決めて授業を進めているということです。

1件については担任と相談して、動画のサイトをうまく活用しながら、担任と同じサイトを見ながら授業を学ぶ機会を設けているということでした。

それから、あとの家については、まだプリントを配っているということですが、オンラインを保護者と相談して進めるようにと、今、準備を進めているということでございます。

学校はまだ始まって1週間ちょっとということもありますので、まだ授業がこれから本格的になっていくということもあります。これからまた、子どもたちの学びについては注力してまいりたいということでした。

以上でございます。

[米田教育長]

お願いします。

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。私からは、現時点での日野市立幼稚園、小・中学校の状況について、お話をいたします。

幼稚園、学校における感染状況につきましては、現時点における陽性者数は32人となっております。現時点では、子どもから子どもなど学校内における感染事例はありません。また、学校の児童・生徒や職員が新型コロナウイルスに感染した案件で、学校内で濃厚接触者が特定された例は現在のところありません。

4月になりまして本日までのところ、学校の子どもたちで陽性になった方はおりません。私からは以上でございます。

[米田教育長]

あと、質問がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。

[西田委員]

それでは、お願いします。

[米田教育長]

はい。お願いします。

[西田委員]

ただいまの説明で、濃厚接触者に対するPCR検査については理解できたんですけども、学校関係で保健所が行う濃厚接触者以外のPCR検査はどうなっていますか。そのことについて触れていただきたいと思います。

[米田教育長]

お願いします。

[村田教育部長]

濃厚接触者以外に対するPCR検査ということで、保健所の指導と連携によりまして、濃厚接触者に当たらない場合でありましても、保健所のほうで検査の範囲を拡大して、クラスの全員ということはないんですけども、一部の児童・生徒に対しましてPCR検査が実施された事例ということとはございます。

以上でございます。

[米田教育長]

質問がありましたら、どうぞ。お願いいたします。

[東委員]

請願者が学校にお子さんを通わせる保護者さんとして心配されているのは、クラスで陽性が出たら、知らない間にほかの子にうつしてしまっているのではないかというような点かと思います。

請願者は先ほどもPCR検査をしないと分からないのではないかとおっしゃっていたのですが、教育委員会としては、児童・生徒の陽性者数や濃厚接触者をすごく細かく集計されているので、そこからの今までの動き、学校内での数の動きを見て、読み取ることができると思いますが、そこから読み取れることなどいかがでしょうか。

[米田教育長]

お願いします。

[村田教育部長]

まず、学校関係者などに感染があった場合は、御家庭から学校に連絡をしていただき、学校から教育委員会のほうにも御報告をいただいております。

これらの経過を見る中では、委員がおっしゃられるような状況というのは、今のところ認められないかなと把握をしてございます。

以上でございます。

[米田教育長]

ほかにどうぞ。質問があれば。

[米田教育長]

よろしいでしょうか。

では、なければ御意見をお伺いいたします。

はい、どうぞ。

[高木委員]

コロナウイルス感染症を予防し、子どもたちの命と健康を守るという認識は、私自身、請願者と同一ですけれども、ただいまいろいろ質問に対して事務局等々から、あるいは状況、あるいは対応等々の考え方を聞きまして、私自身、本請願は不採択と考えております。

その理由については幾つかあるわけですが、まず1つには、日野市の小・中学校では、文部科学省の留意事項や衛生管理マニュアルに基づき、コロナ感染症の予防対策を児童・生徒と教職員が一生懸命に実践していること。実態として、学校では、児童・生徒の感染はこれまでに発生がないことから、コロナ感染症の予防対策が有効に機能していると判断できることであります。

それから2つ目として、いろいろ説明がございましたけれども、市内の小・中学校に在籍する児童・生徒に感染が判明した場合には、学校と教育委員会は保健所との連携指導により対応していること。これまでに保健所の調査により学校内で濃厚接触者と判定された者はなく、日野市内の小・中学校では感染拡大は見られてなく、現時点では、現行の対策を大きく変える必要性はないと考えております。

3点目として、ここに来て、ただいまもいろいろ説明がございましたけれども、全国各地で変異株の感染が拡大しております。説明がありました国立感染症研究所ですとか日本小児学会などからは、ある種の変異株は、「特定の年齢集団に限らず、感染・伝搬性を従来株より上昇させる可能性がある。小児での感染性や病原性、小児からの感染性について注視が必要である」との見解が示されており、慎重な対応が求められていること。

以上によりまして、私自身、本請願は不採択と考えております。

以上です。

[米田教育長]

ほかに御意見はありますでしょうか。

お願いいたします。

[真野委員]

連日報道されております新型コロナウイルスの感染拡大、この状況を踏まえますと、請願者から感染爆発防止と子どもたちの命と健康を守るための思いは、私も全く共感できる内容だと思います。また、それを踏まえての請願を頂きまして、大変ありがとうございます。

しかしながら、先ほど報告がありましたが、そのための手段として、市立の幼稚園や小・中学校にて新型コロナウイルス感染者が出た場合、担任を含めた当該クラス全員のPCR検査を実施するという、この請願の内容につきましては、私も先ほど報告がありました日野市の現状、また取組等を踏まえて、この請願につきましては不採択と判断させていただきます。

その理由について申し上げたいと思います。現在、市立の小・中学校に在籍する児童・生徒が感染した場合、学校と教育委員会は保健所の指導を受け、緊密に連携をしながら、また児童・生徒や保護者の人権に配慮をして、案件ごとにきめ細かく対応をしているところであります。また、市立幼稚園、小・中学校は、先ほどもありましたが、文部科学省及び東京都の教育委員会が示した感染予防・感染拡大防止対策を実施した上で、子どもたちの学び、育ちを支える教育活動を継続して進めているところであります。

具体的に、これまで日野市の教育委員会では、緊急事態宣言の発出、また、その期間の延長等に迅速に対応するため、この教育委員会臨時会を随時開催して、その時期の感染状況や緊急事態宣言の発出状況などを踏まえて、市立幼稚園、小・中学校の教育活動について協議をし、その方針や内容を各市立幼稚園長、市立小・中学校長宛てに発出をしております。

その項目内容は、学校の運営方針、その期間における様々な配慮事項、また幼児・児童・生徒等に対する指導、また家庭における感染症の対策の依頼事項、それから教職員等の健康管理の徹底について、また感染状況に応じた学習活動と、多岐に及んで検討をし、発出しております。

その中にも書かせていただいておりますが、文部科学省及び東京都の教育委員会が示しました感染予防・感染拡大防止対策を実施し、子どもたちの学びと育ちを支える教育活動を継続することを確認しております。

さらに、緊急事態宣言が延長され、その期間が長期にわたった3月には、幼児・児童・生徒及び教職員は緊張と負担が強いられている。そういう現状を踏まえて、教育委員会では、学校、保護者、地域の皆様と一緒に、子どもたちが安心して学び、進級や卒業、また入学を迎えられるよう、さらなる環境整備を努めることを確認しております。

このような感染対策の積み重ねにより、また、もちろん、関係する皆様の御尽力があればこそなのですが、これまで保健所の調査により、学校内での濃厚接触者と判定された、そういう事例は出ておりません。

以上の取組内容や、これまでの実績を踏まえて、これまで実施してきました感染防止対策をさらに気を緩めることなく継続実施していくことを優先することが必要だと思っております。

最後に、もちろん感染状況は日々刻々と変わっているわけですから、これまでよかったから安心ということではなく、市の保健衛生部門とも緊密に連携をし、市内の感染状況や国や都の動向を注視して、新たな感染防止策が必要であれば、速やかに対応していく必要があると考えております。

以上の内容を踏まえて、本請願、不採択と判断させていただきます。

私からは以上です。

[米田教育長]

ほかに御意見いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

[東委員]

コロナの感染症に関しては、学校においても御家庭においても市民全てにおいて不安に感じていることかと思えます。本当に趣旨は私も十分理解できます。

今、教育委員会の事務局からお話もあったとおり、学校では疫学的な知見によって、専門家の指導に従って感染防止対策をしてくださっています。また、先生や御家庭の方々が日々の感染対策を尽力してくださっているからこそ未然に防止ができていたり、万が一陽性者や濃厚接触者が出たとしても、市内では1,000人近く感染者数が出ているところ、学校関係者は20数件で抑えられているのだらうと思っております。

先に質問したとおり、請願者が心配されている、陽性者が出た学校で、他のお子さんが体調不良にもならず、感染を広げて家庭に持ち込んでいるのではないかと、というような不安かと思えます。先ほどの事務局の回答によると、今まで日野市の中の状況では、他の御家庭のところで感染が確認されて、陽性反応が出て、また濃厚接触者になったということの事実は確認できておりません。御不安は、もちろん誰しもあると思うので、ただ、不安というのは漠然としているからであるからじゃないかと思えます。

不安を安心へと向けるためには、疫学的にきちんと判断して対応している事実を伝えること、必要があると判断されたときは、先ほど話があったと思いますが、同じ授業を受けた子どもたちにPCR検査をした学校もあります。なので、そういう幅を持たせた検査もやっていないわけではないということを知っていただければ、より安心していただけるのではないかなと思えます。

不安があるから検査をするのではなくて、可能性があるところに検査をして、今までの拡大防止に努めているというところです。もちろん請願者さんの思いも十分に分かりますが、御家庭もそれぞれお考えが多種多様だと思います。そう考えると、多くの元気なお子さんを全て含めた一律一斉のPCR検査はよい方法だとは思いません。大切なことは、学校でのヒアリング時などの精度を上げていくというところだと思います。改めて、きちんと保健所のヒアリングに対して学校が状況を再現できること、先生、子どもたち自ら意識をした、きちんとした体調管理や日々の感染対策をきっちりすることだと思います。

それでも御不安をお持ちの御家庭があることは重々存じております。これから変異株が流行ってきていることもありますし、より慎重な対応が求められていくことになります。

日野市独自の検査に関しても、学校における子どもたちは、特別支援学級の子ということになっておりますけれども、そこに関しては、普通級においても基礎疾患をお持ちのお子さんであるとか、高齢者と同居をしている御家庭であるとかの気持ちに寄り添った検査体制を考えていく必要が大切だと思っています。

御不安な気持ちを代弁していただき、こうやって社会的にも行動していただいたことで、私たち、一緒に考える機会を頂いたと思っています。

一律的にクラス全員へのPCR検査の実施を求める本請願に関しては同意しかねるため、私としては不採択とさせていただきます。

以上です。

[米田教育長]

ほかに御意見いかがでしょうか。

[西田委員]

御存じのとおり、東京都では新型コロナウイルス感染者の合計が14日時点で12万7,000人を超えています。日野市では、現在900人を超えています。小・中学校関係では陽性者総数は現時点32名で、そのうち児童・生徒は25名と報告されています。幸い症状は軽かったと聞いていますが、本人や御家族はどんなに心配し、不安な数日を過ごしたか考えると、とても胸が痛みます。請願者の感染拡大を防いで、子どもたちの命と健康を守りたいと願う切実なお気持ちはよく分かります。私も全く同じです。

請願では、児童・生徒に新型コロナウイルス感染者が出た場合、担任を含めた当該クラ

ス全員のPCR検査実施を求めています。日野市では、ただいま説明にありましたように、陽性者が判明した場合は、感染症予防法に基づいて、保健所が感染者の通う学校の積極的疫学調査を行って、濃厚接触者を特定して、濃厚接触者と判定された方が保健所の指導でPCR検査を行っています。また、特別支援学級では、市の制度でPCR検査を行っているということです。

また、先ほど質問に答えていただきましたが、濃厚接触者なしと判断された場合でも、保健所の勧めで、念のために当該学級の一部の児童や当該学級全員の生徒がPCR検査を受けた事例もあるということで、状況に応じた適切な対応がなされていると考えていいと思います。

このように、日野市の学校では保健所と連携し、指導を受けながら感染予防対策を丁寧に行ってきました。幸い、子ども同士の感染はまだ見られていない、そして学校内での濃厚接触者が特定された例はないとのこと。請願のように、感染者が出た時点でクラス全員がPCR検査を行うとなると、恐らく検査結果が出るまで全員が自宅待機となるでしょう。そうすると、それに伴って、学習はじめ、様々な課題も発生することが予想されます。また、当事者しか分からない不安とつらさを抱えた感染者とその家族の心の負担をさらに増すことにもなるのではないかと、それも心配です。これらのことを考え合わせると、今まで日野市が独自に行ってきたPCR検査は、今の時点ではかなっていると思っています。

学校では、文部科学省のマニュアルにのっとして、保護者の協力を得ながら感染対策を一層徹底するとともに、児童・生徒が感染予防の対策を理解して、自らの命と健康を守ることができる力をさらに育てていってほしいと思っています。

なお、現在、先ほどから話が出ていますように、変異株が勢いを増し広がっています。感染状況も刻々と変わっています。教育委員会では、よく状況を注視して、状況によっては保健所や医師会、市の保健衛生部門と連携し、よく議論し、よりよい方策を迅速に判断して、それを進めていかななくてはならないと思っています。

以上の考えに立って、請願は不採択といたします。

[米田教育長]

今、事務局の説明、それから各委員さんからもありましたけれども、学校内における感染事例はないということと、子どもの中で陽性者が出た場合に濃厚接触者も出ていないという状況です。

それから、改めていろいろな状況の中で保健所が学校の調査に入って、その中で念のためということで濃厚接触者はないんだけど、その状況に合わせてPCR検査ということをやったこともあります。そういう中で進めてきている。

それから、4月に入って、子どもの中に、児童・生徒の中に陽性者が出ているという状況はないという、そういう状況が今の現状です。

その中で、日野市全体としては、市独自のPCR検査については、部長の話されたとおりです。今、現状の中では、この市独自のPCR検査については、引き続きこの状況の中で進むべきだと思いますので、私も不採択と考えます。

ただ、変異株のウイルスにつきましては、やはりいろんな意味できちんと情報を取って

いく必要があるかなと思います。

部長がお話をされましたが、日本小児科学会予防接種感染対策委員会の2021年3月23日時点の見解では、変異株が既に広がっている英国ロンドンでは、変異株による感染は特に子どもに多いということではなく、成人と子どもの感染者の割合は変異株の出現した前後で大きく変わっていませんという、今の状況ではこういう認識だと思いますけれども、いずれにしても、いろんなことが起こり得ることはあり得ると思いますので、その中では、やっぱりきちんと状況を見て、また、市内の状況を見ながら、全体の中で議論していく必要があるかなと思います。

あわせて、子どもは一体なのだという請願者のお話、ありがとうございました。そのとおりだと思います。

いずれにしても、我々は子どもの観点から、しっかりと物事を見て、庁内で議論していくという、そういう立場にありますので、そういうスタンスはしっかりとしていきたいと思います。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員の皆様のご意見は不採択のご意見でございましたので、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願、これを不採択にすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしということですので、請願第3-1号については不採択とすることに決しました。

議案第1号・第32期日野市社会教育委員の委嘱の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第1号 第32期日野市社会教育委員の委嘱の専決処分について

[関生涯学習課長]

生涯学習課長でございます。それでは、議案第1号・第32期日野市社会教育委員の委嘱の専決処分について御説明いたします。

恐れ入ります。1ページを御覧ください。

提案理由でございます。日野市社会教育委員の設置に関する条例第2条の規定に基づく委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長決裁により委嘱を行いましたので、報告し承認を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。

解嘱者及び委嘱者は表のとおりでございます。

解嘱者につきましては、実践女子大学生涯学習センター長を退任したことに伴い、委員の辞退の申出がございました。新たに委嘱した者は、同センター長に就任した者でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。
よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見は、これにて終結をいたします。

お諮りいたします。第32期日野市社会教育委員の委嘱の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号・第9期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第2号 第9期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。議案第2号・第9期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分について御説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の3ページをお開きください。

提案理由でございます。

日野市立教育センター設置条例第9条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会にお諮りする時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書4ページの表を御覧ください。第9期日野市立教育センター運営審議会委員のうち、本日、承認をお願いする2名につきましては、学校教育関係者、小学校長及び中学校長からの選出でございますので、4月1日以降の新しい体制での選出になります。

解任者及び任命者につきましては記載のとおりでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。
どうぞ。

[西田委員]

解任されましたお二人の方は、それぞれ校長会の小学校の会長、中学校の会長でしたが、新しい方についてはどうなのでしょう。

[田中教育センター事務長]

同様でございます。どちらも小学校長会長、中学校長会長でございます。

[西田委員]

ありがとうございます。

[米田教育長]

質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。第9期日野市立教育センター運営審議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号・第29期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第3号 第29期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について

[清水図書館長]

図書館長でございます。

議案書の5ページを御覧ください。議案第3号・第29期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。

日野市立図書館協議会設置条例第2条の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

6ページの表を御覧ください。

解任者は記載のとおりでございます。解任日は令和3年3月31日となります。任命者は記載のとおりでございます。任期は令和3年4月1日から令和4年4月14日となります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りいたします。第29期日野市立図書館協議会委員の任命の専決処分について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号・第8期日野市郷土資料館協議会委員の任命に関する専決処分について、事

務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第4号 第8期日野市郷土資料館協議会委員の任命に関する専決処分について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課課長でございます。議案第4号・第8期日野市郷土資料館協議会委員の任命に関する専決処分について御説明申し上げます。

提案理由は、日野市郷土資料館条例9条第1項の規定に基づく委員の任命について、教育委員会にお諮りする時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、議案を提出し承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書の8ページを御覧ください。下部に説明がございます。日野市郷土資料館条例によりますと、日野市郷土資料館協議会委員は10名でございますが、そのうちの2名が小学校、中学校の校長先生にお願いしております。

解任者、任命者につきましては、8ページ記載のとおりでございます。

なお、任命者の任期は令和3年4月1日から令和4年3月3日でございます。

説明は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見は、これにて終結いたします。

お諮りいたします。第8期日野市郷土資料館協議会委員の任命に関する専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第5号・まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について、事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

○議案第5号 まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案第5号・まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について、御説明いたします。

政府は、令和3年4月9日に、まん延防止等重点措置の東京都に対する適用を決定しました。東京都におきましては4月12日から5月11日までを適用期間とし、23区及び八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の6市を対象地区といたしました。その中で、今後、日野市では、市立幼稚園、小学校、中学校の教育活動について、感染リ

スクをできるだけ低減し、かけがえのない学びと人と人とのつながりを大切に活動を進め、子どもたちの学びと育ちを支える教育活動を継続していくことなどを学校運営の基本方針とするものです。また、教育活動を継続していくに当たっては、記載のとおり学校運営を行っていくものです。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

引き続き、説明を先にお願いできますか。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。私から、まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動について、説明をさせていただきます。

3月21日をもって、国は1都3県を対象にした緊急事態宣言を解除いたしました。日野市立幼稚園・小・中学校は、引き続き文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に示された感染症対策を続けることで教育活動を進めております。

4月9日から発令された新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の期間においても引き続き防止策を、感染症対策を続けて教育活動を進めてまいりたいと考えております。

今後につきましても、学校における教育活動において、クラスターの発生の可能性を低減させ、かけがえのない学び、人と人とのつながりの大切な活動を継続することが大切だと思っております。

事務局といたしましては、これまで日野市教育委員会が大切にしてきたことを基本といたしまして、まん延防止等重点措置の期間における幼稚園・小学校・中学校の教育活動について、事務局としての方向性を提案させていただきます。

これまでと大きく異なる点は、部活動と特別活動の校外学習に係る内容、それから体育的行事に係る内容の3点となっております。

まず、部活動についてでございます。感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で、他市との練習試合を認めていくという形で提案させていただきたいと考えております。

背景といたしましては、今年度はオリンピック・パラリンピックが開催される関係で、中体連が主催する大会が開催時期を前倒しして実施されるということになります。大まかな日程ですが、4月には地区大会、5月には都大会が始まることとなります。中学校の3年生は2年生のときから新型コロナウイルス感染症の影響を受け、部活動が制限されてきております。この3年生にとって最後の大会が4月から5月にかけて行われることとなります。部活動を大切にしてきた子どもたちにとって、4月、5月は大切な時間となります。

これまで他市の中学校との練習試合を制限しておりましたが、ハンドボール、それからバドミントン、剣道などは市内の中学校だけではチーム数が少なく、練習試合をすることができませんでした。子どもたちのかけがえのない時間をより充実させるために、他市の中学校との練習試合は欠かせないのではないかと考えました。

周辺市にも確認したところ、感染予防・感染拡大防止対策を徹底した上で練習試合を認めるということでもございました。また、まん延防止等重点措置の指定された市においても、

部活動を含めた教育活動にクラスター等は発生していないということも確認しております。そこで、部活動につきましては、校長は感染症対策が十分に講じられ、安全に配慮していることを確認すること、参加に当たって保護者の同意を得ること、児童・生徒の体調管理に十分留意すること、こういうことを明記しまして、部活動を、対外試合、合同練習等を許可すると、認めていくという格好に変えていきたいと考えております。

続いて、学校行事についてでございます。

学校行事につきましては、昨年度は授業時数の確保、学習内容の定着を第一として考えましたため、学校行事を大きく見直し、また実施しないものも多くありました。しかし、教育活動の制限が今後も続くことも考え、改めて学校行事の意義や価値を確認するため、学校行事についての考え方を明記させていただきました。

裏面ですが、2ページを御覧ください。一番上になります。

学校行事は子どもたちの学校生活に潤いや秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認し、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法について十分配慮する。この旨を明記させていただきました。その上で、⑤校外学習と⑥体育的行事に追加して記入をさせていただいております。

まず、校外学習についてでございますが、公共機関を使用する場合としない場合で明記させていただきます。公共機関、公共交通機関を利用しない場合には、見学地の感染状況に問題がない場合、移動の際に不特定の方と接触する機会はなく、感染のリスクが低いということから実施をすることができると考えたものです。一方で、公共交通機関を使用する場合は、見学地の感染状況に問題がない場合であっても、移動の際に不特定の方と接触するおそれがあることから、感染のリスクはあるかもしれないということを考えまして、慎重に検討する必要があると考えております。

続いて、体育的行事についてですが、中学校8校と小学校3校の運動会、5月に予定されております。まん延防止等重点措置の期間は過ぎてはいるんですけども、まん延防止等重点措置の終了後、直近の大きな行事でもありますので、ここに併せて記載をさせていただき、学校が安心して準備できるように配慮をしていきたいと考えております。この点につきましては、実施に当たっては、その意義や必要性を確認し、実施方法や内容を検討すること、それから児童・生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況を踏まえ、実施について判断すること、開閉会式での児童・生徒の整列、児童・生徒による応援、保護者等の参観、昼食を取る場所について、一度に大人数が集まって人が密集しない工夫をするとともに、基本的な感染症対策を徹底するという内容を付記させていただいているものでございます。

その他の点につきましては、これまで緊急事態宣言が発令されていたときと同様、引き続き感染予防・感染拡大防止対策を徹底し、教育活動を継続してまいりたいと考えております。

私からは以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

[米田教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。質問がございましたら、お願いたします。

[西田委員]

1つ質問いいでしょうか。

校外学習等の実施についてのところなんですけれども、「公共機関を利用する場合は」という行がございますね。公共機関を利用すると人との接触が多いように一見思うんですけども、かつて修学旅行のときは修学旅行列車というのが出て、修学旅行に行く子どもだけが乗って、行きました。現在はどうなっていますか。

[谷川教育部参事]

教育部参事でございます。中学校8校が京都・奈良の修学旅行を9月に予定をしておりますけれども、この修学旅行の実施に当たっては新幹線を中学校で借り切りまして、中学校ごとに車両を使用することができます。したがって、ここで申しております不特定多数が関わるような場はないと考えておりますので、こちらは新幹線の利用については問題ないかなと考えております。

それから、現地の参観等についてでございますが、旅行業者と文科省が検討しまして、そのガイドラインをつくっております。そちらに基づいた見学地への移動ですとか見学が行われますので、感染リスクについてはかなり低いんじゃないのかなと思いますので、実施の可能性は高いのではないかと考えております。

以上でございます。

[西田委員]

よく分かりました。ありがとうございます。

[米田教育長]

質問があれば、どうぞ。

質問、よろしいでしょうか。

なければ、御意見をお願いいたします。お願いいたします。

[高木委員]

ただいま丁寧に説明いただきまして、まん延防止等重点措置の適用に伴う教育活動について、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

新たな学期が始まって、いろいろ、今年はオリンピックの関係で日程も従来とは変わっているということで、この教育活動については、教育的意義ですとか児童・生徒の心情等を踏まえたものであるということで十分理解ができると考えています。

ただ一方では、先ほどの請願等でもありましたけれども、変異株の拡散等が増大傾向にある中でこういった活動の展開ですので、予防策の徹底等も盛り込まれているわけですが、やはりその辺の周知徹底ですとか、生徒・児童の体調の管理ですとか、あるいは状況が変化したときには関係者への連絡の迅速化等々、万全の体制にて、慎重に進めていただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上です。

[米田教育長]

御意見があれば、お願いいたします。お願いいたします。

[真野委員]

私も、説明いただきました、この教育活動について、賛成の立場から意見を述べさせていただきたいと思っております。

1番の学校運営の基本方針にも書かれておりますが、いろいろな取組を実施するときに、保護者に丁寧に説明を行い、理解を得た上で実施をしていくというところですが、保護者の皆さんへの丁寧な説明、また理解を得て、一步進めていくことができるのかなと思いますので、その点はさらに丁寧に活動を進めていただきたいと思います。

また、最後の5項のところに書かれております感染状況に応じた学習活動というところで、オンラインを活用した学習活動の実施等の検討についても書いているんですけども、この4月から1人1台のパソコンが利用できる、そんな環境がいよいよ整ってきております。そういう面では、それを踏まえて、今後いろいろ試行錯誤していくところはあると思いますが、対面での指導、それからオンラインというのも十分に活用できるように、さらに検討を進めていただければと思います。

私からは以上です。

[米田教育長]

意見、お願いいたします。

はい、お願いします。

[東委員]

今までもフェーズが変わるたびに柔軟に方針を変えてきたわけなんですけど、今回の学校運営の基本方針に関して全体的に賛成でございます。

部活動に関して、今までは市内でしかできなかったところを市外も認め、最後の大会へ向けて、子どもたちの気持ちに寄り添ったものであることや、校内行事、校外学習等のことに関して、また1学期に行われる体育祭、運動会に関しての細かい指針が出たかと思われれます。いつでも学校の背中を押せるような、応援できるような内容になっていると思います。

先ほど真野委員からもありましたが、私もこのオンラインの活用のところを少し話したいと思います。

今年度から1人1台導入されました。まだ活用等に関してはバタバタしている時期かと思いますが、いづつどうなるか分からないということは重々に肝に銘じて、学校に来られなくなった時点ではなくて、来ている時点から子どもと先生が試して触るといような事が大事です。例えば、健康管理の状況は集約するのに便利だと先生たちに好評ですので、まずはそういうモデルを実際にやってみて、使ってみて、学校・子どもたち・先生になじんでいくような形でオンライン活用が浸透していけばいいなと思います。

感染が今、変異株で不安も大きくなっているところかと思いますが、今を精いっぱい生きる子どもたちの活動を後押しできるような教育委員会でありたいと思いますので、私は賛成でございます。以上です。

[米田教育長]

お願いします。

[西田委員]

子どもには、その年代にしか体験できないこと、そのときに経験してこそ価値のあることがたくさんあります。子どもにとって一瞬一瞬がとても大切です。たとえコロナ禍であっても、感染予防・感染拡大防止に努めながら、充実した教育活動を進めていくことは、

とても大事なことだと思います。

新しく加わりました3つのことにつきましても、よりよい成長のためにも、それから学校生活が喜びと潤いのある場所であるためにも、ぜひ、取り組んでほしいと思います。

また、子ども自らがどのような方法で行えば、安全で自分たちが本当に真に満足できる活動が行えるのかということ、よくお互いに考え合って、話し合って、実行することによって、また新たな成長があると思います。これらの教育活動について、賛成していきたいと思います。

[米田教育長]

改めて事務局からの説明を聞きまして、私たちの教育委員会の現場への応援力といえますか、そこにさらなる力を入れなくてはいけないなど改めて思いました。

もう一つ、このことは家庭と一体となってやるのが大事なかなと思います。家庭と一体となって感染対策をさらに進めて、安全のベースキャンプをつくった上で、子どもたち自らが自律的にいろんな活動をする。令和3年度の日野市の教育委員会の主要な取組の中の一つに、自治、行政のその力を育んでいくという1項目があります。その感染症の中で、感染対策を自らが考え、みんなと行動して、そして全ての子どもたちの学びと育ちがみんなが満たされていく、そういう状況を子どもたちとともにつくっていくということが一番大切なかなと思います。その趣旨が、今日、この議案にきちんと書かれております。

教育委員会では、やはり各委員がお話をされました今の感染状況をさらに感度よくキャッチしながら、子どもたちが思い切り、その年齢年齢の中で、したい学びと育ちが展開できるよう、そういう環境醸成をしていくことが大切だというふうに改めて思いました。そのことをもう一度ここで自分自身も確認をさせていただいて、この議案には賛成をいたします。

ほかに御意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見は、これにて終結いたします。

お諮りいたします。まん延防止等重点措置の適用に伴う市立幼稚園・小学校・中学校の教育活動についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[米田教育長]

異議なしと認めます。議案第5号は原案のとおり可決されました。

報告事項第1号・令和3年第1回日野市議会定例会の報告について、事務局より御報告をお願いいたします。

○報告事項第1号 令和3年第1回日野市議会定例会の報告

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書11ページを御覧ください。

報告事項第1号・令和3年第1回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

一番上、1、会期は2月26日金曜日から3月23日火曜日の26日間ございました。

その下、2、一般質問です。質問者20名、うち教育委員会関係は7名、質問件数は35件、うち教育委員会関係は8件でございました。

要旨等については、14ページ以降の別表1のとおりでございます。

その下、3、議案です。市長提出議案40件、うち教育委員会に関するものは6件、また、議員提出議案は2件、教育委員会に関するものはございませんでした。

1つ目、令和2年度日野市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告承認についてでございます。承認されております。

補正総額は歳入歳出とも1,407万4,000円、うち教育費は1,407万4,000円でございます。

予算総額は歳入歳出とも918億4,587万5,000円、うち教育費が104億1,916万2,000円でございます。

内訳については20ページ、別表2-1のとおりでございます。

2つ目、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。可決されております。

3つ目、令和2年度日野市一般会計補正予算（第18号）でございます。可決されております。

補正総額は歳入歳出ともマイナス7億6,318万円、うち教育費は1,733万9,000円でございます。

予算総額は歳入歳出とも915億525万円、うち教育費が104億3,650万1,000円でございます。

内訳については、21ページ、別表2-2のとおりでございます。

4つ目、令和3年度日野市一般会計予算でございます。可決されております。

予算総額は歳入歳出とも690億6,000万円、うち教育費については109億4,150万2,000円でございます。

内訳につきましては、23ページ、別表3-1のとおりでございます。

5つ目、令和2年度日野市一般会計補正予算（第19号）でございます。可決されております。

補正総額は歳入歳出とも1億8,451万4,000円、うち教育費は3,740万円でございます。

予算総額は歳入歳出とも916億8,940万4,000円、うち教育費は104億7,390万1,000円でございます。

内訳については、22ページ、別表2-3のとおりでございます。

6つ目、令和3年度日野市一般会計補正予算（第1号）でございます。可決されております。

補正総額は歳入歳出とも23億8,844万2,000円、うち教育費は650万円でございます。

予算総額は歳入歳出とも714億4,844万2,000円、うち教育費が109億4,800万2,000円でございます。

内訳については、24ページ、別表3-2のとおりでございます。

その下、4、請願についてです。教育委員会に関するものは1件ございました。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために子ども教育機関、児童福祉施設におけるPCR検査の拡充に関する請願は不採択となっております。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

はい、お願いします。

[高木委員]

質問ですが、16ページの田原議員の質問で、通学路のブロック塀の安全対策についてという項目があります。答弁の内容を見ますと、平成30年の7月から8月に調査を行って、劣化が見られるものが171件あったということですが、現時点での補助により改修されたものが32件ということですから、逆に8割強がまだ未補修で残っているということですが、この辺について、今後の対応の考え方について、現時点の考えで結構ですが、説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[米田教育長]

お願いします。

[久保田学校課長]

学校課長でございます。危険箇所が171件ということで、その後、撤去等もございまして、今のところ残っているものが76件でございます。そのため171件が76件に減ってはいるけれども、76件が残っていて、この補助金というのは都市計画課で所管をしているブロック塀の改修の補助金なんですけど、その利用が32件、そのような形でございます。

それで、何でも多く残っているのかというところでございますが、調査をしたときに、空家や駐車場が非常に多かったということで、実際、そのときに所有者をきちんとお調べをしてアプローチをするということが足りませんでした。行われていなかったので、今、住まわれている方へのポスティングにとどまってしまったというのが大きな原因かなと思っております。

今後についても、改修をしていただくというのが最終目的になりますので、まず現状のところをもう一回把握をするということで、今、3月の終わりから動いているところです。

学校課の職員と、それから庶務課の職員とチームを組みまして、現在、回っております。今のところ66か所回っております。学校でいきますと12校分のところは、今、回り終わったというところでございます。

それぞれの状況が、危険度といいますか、やっぱり違ってきますので、危険度について、今のところ危険度1から危険度5というふうに大きく分類をしまして、それで今後のアプローチをそれぞれ危険度に応じて所有者の方にアプローチをしていこうというところで考えてございます。

技術的な部分も出てきますし、都市計画課の所管のブロックの改修の補助金もございまして、また、空家であれば空家対策事業ということで、これも都市計画課の所管している

事業がありますので、そこはしっかりとタグを組んで、今後、戸別訪問、ポスティング、そういうところを丁寧にやっつけていこうというところでございます。

以上です。

[高木委員]

ありがとうございました。そもそも、この調査のきっかけというのが、倒壊によって子どもの死亡事故が発生したのがきっかけだと思いますし、また直近で、強い揺れはあちこちで発生をしていますので、財政的に全てが教育委員会の所管ではないので、やりにくさはあるかと思いますが、とりわけ安全に絡む問題なので、ぜひ早めの解消に向けた対応をお願いしておきたいと思います。

以上です。

[米田教育長]

どうぞ。御質問、御意見、お願いいたします。

[真野委員]

14ページが一番下の谷議員のところなんですけれども、質問を受けて、学校によっては「いつでも登校できる」居場所をつくり云々と書いてくださっているんですが、もう少し具体的に内容を教えていただければなと思います。

[米田教育長]

お願いします。

[谷川教育部参事]

谷議員の御質問についてなんですけれども、先ほどのコロナウイルスを心配されて登校されていないお子さんがいました。小学校の事例ですが、やはり教室にタブレットパソコンを置いて、授業を流しっ放しという状況にはなっているんですが、その授業の様子を御家庭に流している事例が2校ございます。

場面によっては、タブレットを操作すると双方向で話ができるようになりますので、その双方向の画面を活用するということもあると聞いております。1校については、そういう活用もしているということでございました。

先ほど申しましたが、やはり全部の時間はなかなか難しいということもありますので、タイミング等、保護者の方、お子さんも踏まえて、どの時間をというように話をして、教室の様子を授業で流すということで、子どもたちも自分のクラスというような気持ちが育まれて、いい傾向が出ているということは聞いております。

下の、「また、学校によっては」というところですが、これは中学校なんですけど、空き部屋を利用して、そこに中学校の先生の空き時間、いわゆる時数で少し空いた時間を集めまして、空いた時間の先生が部屋に詰めて、登校をちょっと苦手とするお子さんたちをいつでも受け入れる体制をつくっていらっしゃいます。そこには本当にスクール・サポート・スタッフの方も協力をしてくださったり、地域の方も協力をしてくださって、地域の方、誰かがそこにいるという体制をつくるんですが、やっぱり大切なのは、そこに先生がいるということが大切なんだということを校長先生から伺いました。子どもたちがいつ来ても、安心して学んで帰れる、自分のペースで学習ができるという体制をつくっていらっしゃいます。その担当の先生、中心になっている先生、1人いらっしゃるんですが、その先生は、

やはり輪を全教職員に広げていこうということで非常に努力をされ、学校全体でやっていこうということが、今、広がっております。

この事例を見た他校の校長も触発されたということですが、時数は限られてはいるんですが、そういう場所をつくろうと努力をされている学校が増えております。

以上でございます。

[米田教育長]

はい。お願いいたします。

[東委員]

プールに関しての質問がいろんな議員さんから出ていますが、全体的な感じとしては受け入れてくださっているのか御意見いっぱい頂いている状況なのかどちらですか。

[米田教育長]

お願いします。

[村田教育部長]

プール改革に関して、今回の議会では、一般質問、予算の場面でも、いろいろと意見を頂きました。

基本的には、まず子どもたちの泳ぐ力というものを向上させようということで、併せて教育の負担を軽減し、また、併せて今後の学校の施設のマネジメントにも資するというところで、こうした取組については賛成だという意見が多かったかなと思います。

一方で、懸念されることとして幾つか指摘も頂いたということがございますので、まず、そうしたものを受け止めながら、今年の初めての取組ということもありますが、まず実際にやってみて、改善点などについては、それを踏まえて、また新しい検討をしていきたいなと思っております。

大まかに言うと、そんな、いろいろな意見を頂いたということですので、真摯に取り組むということを基本に考えております。

以上です。

[米田教育長]

どうぞ、御質問、御意見。

[西田委員]

14ページの峯岸議員の質問の中に、小・中学校での着物・着付け教育について質問されています。このことについては家庭科の教科書にも載っています。実際に着物を自分で着られること、小学生は難しいでしょうけど、浴衣ぐらいは着られて、中学生では普段着の着物が着られるぐらいになってほしいという気持ちがあるんです。ということは、自分で着物が着られないことには、着物にどうしてもなじむことはできません。成人式のように美しく、晴れやかな着物をまといますけど、人に着せてもらって、それで終わりということではなくて、自分自身で帯を結び、着物を着付ける、そういうようになってほしいと思うんですね。そのためには、なかなか授業の中でということも難しいかもしれないんですけども、例えば、総合的な時間とか部活動の中でとか、いろいろ工夫していただいて、地域の方たちで着付けのできる方がたくさんいますし、そういうことに協力しようという方もおられますので、そうした方々に協力していただいて、ぜひ、着物を楽しみ、着物を

自分で着ることのできる生徒に育つような教育を無理のない形で進めていってほしいと思います。

[米田教育長]

どうぞ。

[谷川教育部参事]

着物・着付けの点で、着物の体験について、私のほうで答弁をさせていただいたところでございますが、着物の着付けというのもいろいろ幅が広くて、種類もたくさんあるんだなというのを改めて今回学びました。

その中で、着物ってどういうふうに扱われているのかなと考えたんですが、小学校の場合は、やはり文化としての着物、資料ですね、資料として提示。中学校の家庭科で使うのか、実は使ってないです。資料としては使います。

着付けとして、資料、教科書に載るのが、要は服飾課程のある高等学校の生徒さんが着物を着るという体験を行うのが、教育課程の中では、そういう設定されております。つまり、家政科、被服科というんですか、そういうところの学生さんじゃないのかなと思うんですが、なかなか難しいんだなという、内容自体、難しいんだなということを感じました。

市内で行われている体験につきましては、地域の方の御協力をいただいて、小学校の体験教室という形で着るみたいなことはやっているんですけども、中学校では、代表の生徒さんが着物を着て、その感想を言うというような形で行っています。その理由として、やっぱり着物の枚数とか人数が、着付けをされる方の人数とか、そういったことが課題になってくるのかなということで、今、進められております。

日本の着物というのは一つの文化として大切なところでございますが、各学校の総合的な学習の時間を見ますと、やはり日本の文化でも、太鼓があつたり、こういう被服があつたり、食事であつたりということで、様々広がっていますので、幅広く、各学校で選択をされて、日本の文化という形で進められているということが分かりました。

地域の方の御協力をいただきながら、きもの・礼装文化についての学習は、また進め、充実をさせていきたいと思っております。各学校での特色ある教育活動として進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

[西田委員]

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

[米田教育長]

どうぞ、御質問、御意見。よろしいでしょうか。

[東委員]

生涯学習部門で1件お伺いさせていただきます。

別表1の島谷議員のところで大成荘の件に触れられているのですが、大成荘、今年の3月で終了になったかと思っております。緊急事態宣言で、最後、そのまま終わってしまうのかと、ちょっと心配しましたが、2週間営業できたとのことですので、そのときの状況を教えていただきたいことが1点。もう1点は、来年度の予算の内容のところ、施設の譲渡先の探索というところがございますので、検討している内容がありましたら教えていただけた

らと思います。お願いします。

[米田教育長]

お願いします。

[関生涯学習課長]

大成荘の閉鎖前の2週間の状況について、まず御報告させていただきます。

緊急事態宣言が3月21日に解除されまして、22日の月曜日から営業を再開したところでございます。感染拡大防止という趣旨で、定員の半分で営業しているところでございます。予約につきましては、その定員の半分に対して、ほとんど埋まっている状況でございました。

生涯学習施設ということで、多くの皆さんに使っていただく中で、最後の3月27日、それから28、29と、例年使っていただいている団体、27日の土曜日につきましては、公民館事業の少年学級、それから28、29日につきましては、幼児の子どもへのまなざしの団体さんに使っていただいたところです。

皆さん、大成荘がここで閉鎖になるということで、非常に残念という言葉と同時に、従業員の皆様に感謝の言葉を頂いたということで報告を受けているところでございます。

この大成荘、いろいろな思いが皆さんある中で、施設についてはできるだけ残して活用ということで、探索の部分にも予算が乗せておりますが、そういうことで、次につなげる事業者を今探している状況でございます。

2番目の、その探索の部分でございますが、こちらは土地を山梨県から借りております。また、場所が清里ということで、北杜市の部分になります。それぞれの山梨県の県有林課、土地を借りているところに御挨拶をし、また、北杜市のほうも挨拶にというところがございます。

そういう中では、北杜市はかなり清里のいろいろな部分が衰退というか、事業者が減っているということでの危機感がございまして、私と高橋参事で、山梨県、北杜市の企画部門の政策秘書課に御挨拶に行った際には、担当の部長さんも、この件について非常に次の譲渡先、考えていただけるということで、市長まで話をさせていただいているところがございます。

そういう中で、北杜市から、ちょっと興味があるというか、見たいという事業者さんが幾つかございました。3月23日、議会の最終日になりますが、その日に事業者が現地で見るということで、私と担当係長で行きました。

また、その前には、地元の事業者の方と、それから北杜市の市長さんまで現地の大成荘をじかに御覧いただいているというようなところでございます。

これから、いろんな部分で情報発信をしながら、次の引受手を探すというようなことで、今、これから動き出す、本格的に動き出すという状況でございます。

簡単ではありますが、このような状況でございます。よろしく願いいたします。

[米田教育長]

ほかに、御質問、御意見はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項第1号を終了いたします。

報告事項第2号・令和2年度就学援助申請者数及び認定者数について、事務局より報告

をお願いいたします。

○報告事項第2号 令和2年度就学援助申請者数及び認定者数

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書25ページを御覧ください。

報告事項第2号・令和2年度就学援助申請者数及び認定者数について、報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

申請者数、認定者数、否認者数については記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

[真野委員]

コロナ禍で、保護者の皆さんの経済状況にもいろいろな変化があったことが考えられます。コロナ禍による影響について、何か押さえられているところがあれば、その話をしてください。

[米田教育長]

お願いします。

[伊藤庶務課長]

就学援助制度では家計が急変した場合の対応をしておりますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、家計が急変したような場合、申請時の給与から年間の所得を算出し、就学援助の認定基準になるような場合は就学援助の認定をしております。

令和2年度はコロナ禍による家計急変の認定世帯は27世帯、45人が該当しております。

以上でございます。

[米田教育長]

質問、御意見があれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第2号を終了いたします。

報告事項第3号・行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第3号 行政情報の公開請求

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書27ページを御覧ください。報告事項第3号・行政情報の公開請求について、御報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第3号を終了いたします。

報告事項第4号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和2年10月～令和3年3月）について、事務局より報告をお願いいたします。

○報告事項第4号 日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和2年10月～令和3年3月）

[関生涯学習課長]

報告事項第4号・日野市教育委員会後援等名義使用実績報告（令和2年10月～令和3年3月）について、御報告いたします。

次のページ、30ページから31ページまでについて、申請の団体、事業名、目的等を記載しております。

32ページを御覧ください。令和2年度下半期における承認件数については17件でございます。内訳はスポーツ1件、音楽・美術2件、講演会7件、イベント1件、その他17件になっております。年間を通じて、件数は31件でございます。令和元年度は89件でしたので、58件の減になっております。減少の原因としては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるものと推測されます。

令和2年度の夏頃から写真展やポスターの展示、インターネット開催や定員数を絞るなど、感染予防対策を取りながら事業を実施するなど、徐々に後援申請件数が増えてきている状況でございます。

報告は以上でございます。

[米田教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第4号を終了いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和3年度第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時50分